

指 名 競 争 入 札 （ 電 子 入 札 ） 共 通 事 項

1 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。
- (2) 入札書記載価格は、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（落札決定に当たっては、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者に関係なく、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）をもって落札価格とする。）とすること。
- (3) 建設工事においては、数量、単価、金額等を記載した工事費内訳書を添付すること。
なお、電子入札に添付する工事費内訳書は、押印を省略することができる。
- (4) やむを得ない事由があると市長が認めた場合に限り、紙入札を認めるものとする。その場合、紙入札参加届出書を提出すること。
- (5) 入札（開札）に立会う場合は、当該入札の参加者とする。

2 無効の入札

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。なお、提出した入札書は、撤回、訂正等を行うことができないので留意すること。

- ア 不正の行為があった入札。
- イ 1(1)から(3)に反する方法及び記載をした入札。
- ウ 建設工事において、入札書と工事費内訳書の金額が一致しない入札。
- エ 建設工事において、工事費内訳書が提出されない入札。
- オ 入札書又は建設工事においては工事費内訳書が 2 通以上提出された入札。
- カ 金額欄の不明確な記載及び訂正等をした入札。
- キ 入札書又は建設工事においては工事費内訳書に工事名、日付（入札書作成日）、記名押印等がない入札。
ただし、電子入札に添付する工事費内訳書は、押印を省略することができる。
- ク 公表した予定価格を上回る金額での入札。
- ケ 電子入札の場合、有効な電子証明書を取得していない者がした入札。
- コ 紙入札の場合、郵便等による入札。
- サ 紙入札の場合、くじ番号（3桁の数字）が記載されていない入札。
- シ 入札を辞退する場合において、入札辞退届が提出されない入札。
- ス 同族企業同士が同一入札へ参加した入札。（資本・人的関係のある者の同一入札等参加運用基準による。）
- セ その他水戸市財務規則（平成 7 年水戸市規則第 16 号。以下「財務規則」という。）で定める入札の条件に違反したとき。

3 設計図書等

- (1) 設計図書等の閲覧は、入札情報サービス（P P I）によるインターネット上及び契約検査課内の閲覧場所（金抜き設計書、工事概要書、工事費内訳書、工事数量総括（内訳）表及び平縦断図）に掲載する。

4 落札決定の方法等

- (1) 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格の入札者とする。ただし、最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) (1)のうち、当該工事の請負代金額が建築一式工事 1,500 万円以上、その他の建設工事 500 万円以上（建設業法施行令第 45 条に該当するもの）となるものについては、契約締結予定日から遡って 1 年 7 月以内の審査基準日の経営規模等評価結果通知書（建設業法第 27 条の 27 に基づく通知）の写しの確認をもって落札者とする。なお、経営事項審査について、茨城県の審査は完了しているが経営規模等評価結果通知書・総合評定値

通知書（建設業法第 27 条の 27 に基づく通知）が未交付のため開札時に提出できない場合は、その旨を申し出る。その場合は、水戸市財務部契約検査課が茨城県土木部監理課に審査完了の事実を確認するものとする。

- (3) 最低の価格となるべき同一金額の入札をした者が二人以上あるときは、電子入札システムによる「くじ」により決定する。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 財務規則第116条第 1 項ただし書の規定により免除とする。
- (2) 契約保証金 請負金額の10分の 1 以上の金額を納付すること。
(詳細は、財務規則第136条による。)

6 支払条件

前金払い、中間前金払い及び部分払いについては、以下のとおりとする。

- (1) 前払金は、請負代金額が 200 万円を超える土木・建築工事等について、請負代金額の 4 割以内の額（10 万円未満の端数は切捨てとする。）及び測量・設計委託について、請負代金額の 3 割以内の額（10 万円未満の端数は切捨てとする。）を請求することができる。
- (2) 中間前金払いは、請負代金額が 500 万円以上の土木・建築工事等について、請負代金額の 2 割以内の額（10 万円未満の端数は切捨てとする。）を請求することができる。
詳細については、水戸市公共工事に要する経費の前払金に関する要項（平成 20 年水戸市告示第 230 号）による。ただし、特に定めのある場合はこの限りではない。
- (3) 部分払については、財務規則第 151 条の規定により請求することができる。

7 その他

- (1) 地方自治法、同施行令、財務規則等の契約関係条項を遵守し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為をしないこと。
- (2) 当該入札をやむを得ず辞退する場合は、その理由を記した「入札辞退届」を、入札（開札）日前日までに財務部契約検査課まで提出すること。入札方法が「電子入札システムによる。」とある場合は、電子入札システムにより辞退するものとする。
- (3) 入札（開札）に立会うことができるのは、当該入札の参加者とする。
- (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事に該当するか否かは、工事ごとに明示する。
- (5) 分割発注工事であるか否かは、工事ごとに明示する。分割発注工事である場合は、当該工事の落札者又は当該分割工事の前工事を施工中の者は当該工事入札以降に執行する当該分割工事の入札には参加できないこと。ただし、前工事が完了した場合にはこの限りでない。
- (6) 落札者が次のいずれかの要件に該当した場合は、当該工事以降の受注工事について、4 カ月間現場代理人の兼務を認めない。
- ア 市発注工事において、安全管理や契約違反等に関して入札参加資格停止を受けた場合
- イ 監督員等から書面により警告・注意の喚起を受けた場合
- (7) あらかじめ調査基準価格を設定しており、調査基準価格を下回る価格で契約した場合、落札者は建設工事請負契約書第10条 5 項の規定にかかわらず、現場代理人と主任（監理）技術者はこれを兼ねることができない。
- (8) 入札に参加した者は、入札後において、本共通事項及び公告、設計図書、工事請負契約書、現場、その他関連する書類等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

この指名競争入札（電子入札）共通事項は、令和 8 年 9 月 4 日以降の指名から適用する。